令和5年度集団指導 事務連絡

1 .	電子申請届出システムについて	1ページ
2 .	アンケートへの御協力について	1ページ
3.	研修会の開催について	2ページ
4 .	メールアドレスについて	2ページ
5 .	介護保険における第三者行為について	3ページ
6.	補助金について	4ページ

1. 電子申請届出システムについて

現在、指定申請(更新)・変更届出などは、原則メール又は郵送(希望に応じて窓口)で提出していただいていますが、令和5年度下半期を目途に介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる申請方法(電子申請届出システム)へ変更する予定です。

開始時期になりましたら、再度メールなどで周知します。

また、申請には「G ビズ ID (※)」の取得が必要となりますので、まだ保有していない法人(事業所)は御準備ください。gBizi プライムの申請は、デジタル庁となりますので、詳しくはデジタル庁ホームページ(「G ビズ ID」で検索)を御確認ください。

※G ビズ ID とは (デジタル庁ホームページより)

Gビズ ID は、法人・個人事業主向け共通認証システムです。Gビズ ID を取得すると、一つの ID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

アカウントは最初に一つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はありません。(令和3年8月現在)

G ビズ ID には、gBizi プライム(法人)、gBizi メンバー(事業所)、gBizi エントリーという3種類のアカウントがあり、サービスにより必要なアカウントが異なります。

2. アンケートへの御協力について

令和5年8月7日八介第226号で、「介護人材及び介護現場の生産性 向上に係る事業所調査」について、全事業所(福祉用具貸与・特定福 祉用具販売の事業所、介護療養型医療施設を除く)へメールで通知し ております。

国は、第9期(令和6年度から令和8年度)介護事業(支援)計画 の基本指針(案)の大きな柱の一つに、「地域包括ケアシステムを支え る介護人材確保及び介護現場の生産性向上」を示しております。

市としても、高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの充実を図る 必要があり、その担い手である介護職員の確保、介護現場の生産性向 上は重要な課題と考えております。

このようなことから、市内の現状を把握するため、事業所の職員の構成、介護ロボットや ICT 機器の活用状況等について調査しておりますので、調査趣旨を御理解いただき、調査に御協力をお願いしますなお、提出期限は令和5年9月15日までとなっております。

3. 研修会の開催について

介護ロボット、ICT機器導入、ノーリフティングケア等についての理解を深め、介護業務の革新・効率化を図っていくことを目的とした介護業務の革新・業務効率化事業として、以下のとおり研修会を開催します。研修会の案内は、後日メールで通知します。

今年度は、ノーリフティングケア、介護ロボットの活用に着目して 実施します。

日時:令和5年10月10日(火) 14:00から16:00

場所:八戸市庁別館2階 会議室BC

集合:65人 Web (zoom):90人

講師/テーマ

(1)一般社団法人ナチュラルハートフルケアネットワーク 代表理事 下元佳子

「ノーリフティングケアの必要性について(仮)Web」

(2)社会福祉法人スプリング(福寿草インスプリング) 副施設長 森忠義 介護主任 鴨川真也 介護ロボット機器を使用し、ノーリフティングケアのデモンスト レーション

4. メールアドレスについて

6月28日より介護事業者グループの専用アドレスを運用しています。新しいアドレスには、指定申請(更新)、変更届、介護給付費等算定に係る体制届出、運営推進会議(介護・医療連携推進会議)資料、事故報告書、質問票、専用アドレスから送信された各種調査などについて提出するようお願いします。

介護事業者グループ kaigo2@city.hachinohe.aomori.jp

過誤申立依頼書、支払い遅延者リストなどは、旧課代表メールに送信するようお願いします。

課代表 kaigo@city.hachinohe.aomori.jp

5. 介護保険における第三者行為について

第三者が起こした行為(交通事故等)が原因で要介護状態になった場合や、 要介護度が重度化し、被保険者(被害者)が介護保険給付を受けることになっ た場合、その費用は加害者である第三者が負担するのが原則です。

介護保険では、介護保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第三者の行為が原因により行った保険給付額を限度として、保険者(八戸市)は、被保険者(被害者)が第三者(加害者)に対して有する損害賠償の請求権を取得(請求権の代位取得)するとされています。

このように、第三者が起こした行為が原因で、保険者が受けた損害を補填するための求償行為を「第三者行為による求償」といいます。

【参考】一介護保険法抜粋一

(損害賠償請求権)

第 21 条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険 給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対し て有する損害賠償の請求権を取得する。

平成 28 年 4 月 1 日からの介護保険法施行規則の改正に伴い、交通事故等の 第三者行為による被害に係る求償事務の取組が強化され、第三者行為により介 護保険給付を受ける場合、第 1 号被保険者は保険者 (八戸市) への届出が義務 付けられました。

【参考】一介護保険法施行規則抜粋一

(第三者の行為による被害の届出)

第 33 条の 2 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 1 届出に係る事実
- 2 第三者の氏名及び住所又は居所 (氏名又は住所若しくは居所が明らかでないとき は、その旨)
- 3 被害の状況

第三者行為による被害届の確実な提出を促すため、

第三者求償事案を把握した際には、<u>まずは介護保険課へ相談する</u>

よう被保険者への周知に御協力ください。

6. 補助金について

補助金を活用した事業所が補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。)で定めている耐用年数を経過する前に、「補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄する」場合には、あらかじめ「財産処分の手続き」が必要となります。

「財産処分の手続き」には時間を要することが想定されるため、補助金を活用している事業所において、事業所の廃止・譲渡などを検討している場合、お早めに御相談ください。